

# 平成24年度第10回定例会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成24年9月5日（水） 午前9時  
場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室

# 第10回定例会議事日程

- 1 日 時 平成24年9月5日（水）午前9時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
- 第1 第23号議案 八王子市立学校長候補者の申請について
- 第2 第24号議案 議決事項の取り消し（平成24年3月22日議決第58号議案）について
- 4 報告事項
- ・ 死亡者叙位・叙勲の受章について (指導課)
  - ・ いじめの実態把握のための緊急調査の結果について (指導課)
  - ・ 平成23年度執行分定期監査結果について (生涯学習総務課)
  - ・ 読書感想画コンクールの東京八王子西ロータリークラブとの共催による実施について (図書館)

その他報告

---

八王子市教育委員会

出席委員（4名）

委 員 長	（1 番）	小田原 榮
委 員	（3 番）	川 上 剋 美
委 員	（4 番）	金 山 滋 美
教 育 長	（5 番）	坂 倉 仁

教育委員会事務局

教 育 長（再 掲）	坂 倉 仁
学 校 教 育 部 長	野 村 みゆき

学校教育部指導担当部長	相原雄三
教育総務課長	布袋孝一
学校教育部主幹 (企画調整担当)	平塚裕之
施設整備課長	加藤雅己
学事課長	海野千細
学校教育部主幹 (保健給食担当)	山野井寛之
指導課長	廣瀬和宏
指導課統括指導主事 (企画調整担当)	所夏目
指導課統括指導主事 (教育施策担当)	山下久也
指導課統括指導主事 (教育センター担当)	山本武
生涯学習スポーツ部長	榎本茂保
生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当)	穂坂敏明
生涯学習スポーツ部国体推進室長	富貴澤繁幸
生涯学習総務課長	宮木高一
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	中村照雄
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	遠藤辰雄
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	田中明美
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	牛山清志
スポーツ振興課長	小山等
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	橋本徹
国体推進室主幹	高橋利光
国体推進室主幹	岩田充
学習支援課長	新井雅人
文化財課長	田島巨樹

指導課指導主事  
生涯学習総務課主査  
文化財課主査

菅野直博  
吉本知宏  
尾崎光二

事務局職員出席者

教育総務課主査  
教育総務課主事  
教育総務課嘱託員

遠藤徹也  
上村剛  
小松麻紀子

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は4名で、1名欠席でありますけれども、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成24年度第10回定例会を開会いたします。

いつも申し上げていることですが、本市では、今年も夏季の省エネルギー対策として、より一層の電力の効率的な使用等に努める取り組みを行っているところです。

本定例会においても、出席者は軽装で、照明は一部消灯とさせていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、3番、川上剋美委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、議事日程中、第23号議案は、未だ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

○小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第2、第24号議案、議決事項の取り消し（平成24年3月22日議決第58号議案）について、を議題に供します。

本案について、文化財課から説明願います。

○田島文化財課長 それでは、第24号議案、議決事項の取り消しについて説明いたします。

これは、平成24年3月22日の平成23年度第18回定例会にて議決いただきました、第58号議案「国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例施行規則の設定について」の取り消しを行うものでございます。

詳細は、担当の尾崎主査より説明させていただきます。

○尾崎文化財課主査 本案件は、平成24年3月22日に議決いただきましたが、市議会上程に当たり市側と協議した結果、条例案に規則案の一部を盛り込み、6月議会に上程し議決したことから、平成24年3月22日議決第58号議案「国史跡八王子城跡ガイダ

ンス施設条例施行規則の設定について」を取り消すものであります。

資料を御覧ください。こちらが国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例の対照表で、左側が平成23年度第18回教育委員会定例会提出の第60号議案、右側が平成24年6月25日公布条例第39号の八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例になります。

左側の第4条の下線部分では、「ガイダンス施設の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める」となっていたところが、右側は第4条で休館日、第5条で開館日と、内容が具体的に規定され、第6条の休憩スペースの利用についても削除をされました。このことから、教育委員会規則で定める主な内容がなくなり、教育委員会規則で定める必要もなくなったことから、平成24年3月22日議決第58号議案「国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例施行規則の設定について」を取り消すものでございます。

説明は以上です。

○小田原委員長 文化財課の説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見はございませんか。

○川上委員 第6条が削除された部分はどうなるのですか。条文が繰り上がるのですか。

○坂倉教育長 第60号議案の第4条が、条例第39号では第4条と第5条に別れました。

第6条が消えることによって、入館料のところは第5条から第6条に変わった以外は、第7条からは変わりません。入館料が第6条になります。

○川上委員 わかりました。

○小田原委員長 他に何かございませんか。

○坂倉教育長 いつ頃施行になるかということや、ガイダンス施設のセレモニーのことなど、文化財課から補足説明をしてください。

○小田原委員長 この第24号議案は、第58号議案の議決事項を取り消すわけですね。条例ではなく、施行規則の設定を取り消すということでしょう。しかし、今の説明は、条例の説明ですね。ここでは、前の施行規則がどういうものであったのか、そして、こうやると言ったけれど、その設定の議決を取り消すことになった、そういう説明して欲しいのです。

○田島文化財課長 規則で定めた、開館日、開館時間、休憩・レクチャースペースの利用などが、条例に盛り込まれた関係上、規則で定める事項がなくなったので、規則を廃止、取り消すということでございます。

ただし、休憩スペースの利用については、条例でも定めておりませんでしたので、今

後、市側と調整をして、定めていくという形で対応していきたいと思います。

ですから、条例というよりも、規則として定めたものが条例に盛り込まれたということで、こちらの議決の取り消しをお願いするものでございます。

○小田原委員長　　そういう説明を、まずして欲しかったですね。新しい条例の中に入っている部分と入っていない部分があるわけで、川上委員もそこを質問されたのです。

○川上委員　　結局これは左に書いてある、規則で決めるという条項をなくすだけですよね。規則で定めるものをなくすわけだから、前の条例はそのままあるわけですね。

○小田原委員長　　いや、右側の条例になったのです。ですから左側は全部なくなります。

委員会規則で定めていた部分は、規則を設けるのではなくて、要項ないしは基準で、ガイダンス施設が持っていればいい、ということになるのです。

○田島文化財課長　　オープニングセレモニーは、10月20日午前11時から、ガイダンス施設内で行います。来賓の方々の紹介やテープカットで大体1時間程度、その後、正午から開館という形になります。

オープニングセレモニー終了後、施設内の内覧と八王子城のフィールドや御主殿、その引橋の散策などを、ガイドボランティアが対応させていただきます。

委員の皆さまも、お時間があれば、ぜひそちらにも参加していただければ、と思っております。

○坂倉教育長　　附則のところの、「公布の日から起算して5月を超えない範囲内において市規則で定める日」というところが10月20日になるので、これは教育委員会規則ではなく、市の規則で定める形で、現在進めています。

○小田原委員長　　セレモニーの日ですね。

○坂倉教育長　　セレモニー終了後に正式開館しますので、その日を施行日とします。それで市規則のほうで10月20日と定めます。

○小田原委員長　　他にはよろしいですか。

それでは、他に御意見もないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第24号議案については、このとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　　御異議ないものと認めます。

よって、第24号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。



○小田原委員長 続いて、報告事項となります。

指導課から2件、報告願います。

○廣瀬指導課長 それでは、死亡者叙位・叙勲の受章について報告いたします。

今回は、3名の者が叙位・叙勲を受章いたしました。

まず1人目、元八王子市立美山小学校長、高木政夫、享年82歳。受章内容は、叙位が正六位、叙勲、瑞宝双光章。発令年月日、平成24年3月20日、死亡日でございます。経歴は、教育公務員歴が41年、校長歴が3年、この3年が、八王子市立美山小学校長の3年間ございました。

2人目、元八王子市立浅川小学校長、熊澤祥一、享年86歳。受章内容は、叙位が従六位、叙勲、瑞宝双光章。発令年月日が、平成24年4月19日の死亡日でございます。経歴は、教育公務員歴34年と11カ月、校長歴が4年、この4年間に八王子市立浅川小学校長でございました。

3人目、元八王子市立浅川中学校長、高野邦男、享年87歳。受章内容は、叙位が正六位、叙勲、瑞宝双光章。発令年月日、平成24年5月16日、死亡日でございます。経歴は、教育公務員歴39年と6月、校長歴が6年、うち昭和54年から館中学校長を3年、昭和57年4月から浅川中学校長を3年となっております。

報告は以上です。

○小田原委員長 ただいま指導課からの報告が終わりました。

本件について、御質疑、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 それでは、死亡者叙位・叙勲の受章については以上ということです。

続いて、いじめの実態把握のための緊急調査の結果について、を報告願います。

○山下指導課統括指導主事 他県で発生した、いじめが原因ではないかという痛ましい事件を受けまして、7月に東京都教育委員会より、いじめの実態把握のための緊急調査の依頼があり、これを実施いたしました。その調査結果を報告いたします。

説明は菅野指導主事より行います。

○菅野指導課指導主事 まず1、調査の趣旨は、児童・生徒からの情報を的確に把握するとともに、いじめの疑いがあるような事例に対しても、見逃さずに迅速に対応する必要があることから、学校におけるいじめの実態を把握する、となっております。



続いて、2、調査の内容ですが、いじめと認知した件数と、いじめの疑いがあると思われる件数、いじめの疑いがあると思われる児童・生徒への対応状況についてです。

3、調査の方法ですが、各学校では7月17日から20日にかけて、児童・生徒にアンケート調査を実施いたしました。そのアンケート調査の結果も含め、本年4月からこれまで、各学校で把握や対応をしたいじめの件数や、いじめの疑いがあると思われる件数及びその対応状況を整理し、市教育委員会に報告しました。

4、調査結果ですが、いじめと認知した件数は、小学校56件、中学校82件、合計138件。そのうち、市教育委員会へ既に報告している件数は、小学校19件、中学校12件、合計31件です。また、現時点でいじめと確認できないまでも、他の児童・生徒や周辺からの情報によりいじめの疑いがあると思われる件数は、小学校265件、中学校177件、合計442件です。

いじめの疑いがある児童・生徒への対応状況ですが、①特段の対応をしていない件数は、小中学校ともにゼロとなっております。②保護者に状況等について連絡をしている件数は、小中学校合計で142件。③教員等が状況把握を含め対応中の件数は小中学校合計で395件、④その他が小中学校で合計8件となっております。

5、今後の対応についてですが、八王子市教育委員会のいじめ問題に対する基本姿勢として、「いじめはどの学校にも、どの子どもにも、起こり得るものである」という、基本的な認識に立ち、各学校と市教育委員会が連携して、次のような取り組みを行ってまいります。

まず、今回の調査でいじめと認知した件は、既に各学校でも対応を行っているところですが、引き続き児童・生徒の状況把握やきめ細かな指導を行い、早期解決を図るとともに、スクールカウンセラーや家庭などと連携を図り、被害児童・生徒の心のケアに努めてまいります。また、いじめの疑いがあると思われる件については、関係児童・生徒からの聞き取りを再度行うなどして、詳細な状況把握を行い、迅速かつ適切な指導に努めます。

八王子市教育委員会では、今回の調査でいじめと認知した件や、いじめと疑われる件については、2学期以降の状況も追跡調査を行うとともに、学校訪問等を通じて対応状況を把握し、必要な支援を行ってまいります。

報告は以上です。

○小田原委員長 指導課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見はございませんか。

○金山委員　この調査結果だけだと、いじめの重さの度合いというか、学校等が介入すれば収まる程度のものなのか、それとも大津市の件のように、ひどくて長期化しそうなものなのか、そういうことがわからないと思うのですが、例えば、既に教育委員会に報告されている案件は重いもの、と見てよろしいのですか。

○山下指導課統括指導主事　学校の方で、教育委員会に報告すべき、と判断した内容です。例えば、直接的な暴力行為が伴ったものであるとか、トラブルについて保護者が納得していないものが上がってきています。ですから、報告されている案件は、比較的重いといえますか、いろいろ課題がある案件ということになります。

○小田原委員長　認知した138件の全部が重いということなのか、そういう質問だと思います。

大津市のようなことはないだろうということですが、これが難しいところで、大津市の場合も、重大ないじめと思われるものを、「やめましょう」という程度で済ませていたわけでしょう。そういうものがこの中に入っているのか、いないのか、数だけではなくて、それが知りたいわけです。いかがでしょうか。

○山下指導課統括指導主事　報告している件数の中に、複数名で暴力行為を行ったというものもありますが、それについては、もちろん、学校で事情確認や保護者への連絡をして、継続的な指導や心のケアを行っているということですので、決して放置しているということはありません。

内容を見ると、直接的な暴力行為を伴ったものもありますが、ほとんどは言葉でからかったり、物を隠すというようなもので、それが普通のふざけやからかいの範囲を逸脱したと判断したものについて、学校が指導を行ったということでございます。

○金山委員　なぜお聞きしたかといえますと、いじめの程度によって、その後の対応が変わってくると思うからです。学校に任せておいていい場合と、教育委員会が関わらなくてはいけない場合が出てくると思うのです。でも、今後の対応の最初のところを読むと、すぐ対応するのではない、という印象を持ちましたので、いじめの程度によってどういう形になるのか、お聞きしたいのですが。

○山下指導課統括指導主事　この調査では、いじめと認知したものと、いじめの疑いがあるものとに分けて表記させていただいております。認知した件については、当然、各学校ですぐに対応を始め、解決を図ったり、まだのものも引き続き対応を行っております。

また、疑いがある件につきましては、加害者・被害者、双方の状況をよく把握した上

で、保護者とも連絡をとりながら、指導を行っていきます。

どちらの場合も早急に対応するというので、取り組んでおります。

○小田原委員長 疑いがあるものについての対応が、①から④まであるのですが、②③④の関係がよくわからないのです。例えば、②は、保護者に連絡はしたけれど、教員等は対応していない、ということですか。

○山下指導課統括指導主事 この調査項目は、東京都が設定したもので、回答する学校側からも問い合わせがありました。

基本的には全件に対応をしているので、その中で例えばどんなことをしているのか、ということ複数回答する形になっております。

○小田原委員長 だから、この内容はということなのか言っているのです。

これは複数回答なのですね。

○山下指導課統括指導主事 ②から④が複数回答になっております。

○川上委員 東京都からこういう調査が来た場合、そのとおりやらないといけないのですか。

学校現場からも質問があったということですが、私も、もう少し言葉を付け加えたら良いと感じました。八王子市独自の項目を付け加えて、行うことはできないのですか。

この項目では、いじめと認知した件数について、教育委員会へ報告しているもの以外の対応が全然書かれていません。この表を見て私はおかしいと思ったのです。八王子市として、こういうことをした方がいい、と思ったことを付け加えて、一緒にすることができないのでしょうか。

それから、今後の対応について、というところで、被害児童・生徒の心のケアに努める、とおっしゃいました。それは当然のことですが、加害者の心のケアも、同じように大事かもしれないと思います。そちらも一緒に考えていただければと思います。

○山下指導課統括指導主事 川上委員がおっしゃるとおり、各自治体で独自の内容を加えて行うことも可能です。ただ、今回の調査依頼が来たのが7月17日、20日には終業式が迫っておりましたので、東京都から依頼がきた時点で、すぐに学校に調査をお願いする必要がございました。ですから、今回の場合、プラスαの調査項目を付け加える時間がありませんでした。

なお、この調査は7月ですが、八王子市では6月に「ふれあい月間」で、別途調査を行っておりますので、それを含めて状況を把握しております。

それから、いじめと認知した件数の対応がないということですが、認知していながら

対応していないということはある得ない、という前提のもと、今回の調査では、疑いのある事例について、どう対応しているかを見ております。

また、加害者や傍観者、周りではやし立てたりした子どもたちに対しても、ケアと指導が必要だと考えておりますので、それについても取り組んでおります。

○小田原委員長 他に何かございませんか。

○金山委員 この結果は、定例会以外で、何か発表する予定はありますか。

○相原学校教育部指導担当部長 東京都教育委員会の定例会で、この調査結果が報告される予定です。その中で、区市町村別の報告もすると聞いております。

○小田原委員長 今回の東京都の調査結果ですが、前年度までの数字と比較してどうなのでしょう。

○山下指導課統括指導主事 従来このような調査は「ふれあい月間」の中で実施しています。それで見ると、今回の調査結果の数字はかなり多くなっているということです。

○小田原委員長 いじめであると認知している件数が小学校では56件、そのうち、教育委員会へ報告が上がってきているのは19件ですよね。そうすると、経年もこのような数字と見ていいのですか。昨年、一昨年は、その3倍くらいあったという報告はないと考えてよろしいのですか。

そういうところが大事だと私は思うのです。更に中学校の場合、その何倍も報告がきていないわけですよね。いじめがこういう扱いでいいのでしょうか。学校で処理できる部分は処理しているということなのでしょう。だから、報告が少ないのでしょうか。

○山下指導課統括指導主事 からかったり、あだ名で呼んだりするのは、どこの学校でもあると思うのですが、それで本人が非常に苦痛を訴えたり、保護者の方が心配されているという場合には、当然こちらにも報告が上がってきております。

○小田原委員長 今までの報道から推測すると、大津市の事件では主に3人の子どもがいじめをしていて、その中の少なくとも2人は遊びの範囲だったという認識のようです。

そういうことを考えると、からかい、遊び、悪ふざけ、という部分と、いじめの問題を、どう線引きしているのですか。

○山下指導課統括指導主事 非常に難しい御質問ですが、子どもたちがお互いをあだ名で呼び合ったりする行為がエスカレートして、普段の友達関係をやや逸脱した場合、いじめと判定することになるのですが、実際には、はっきりとした線引きがされているわけではありません。

先生方が子どもたちの発するサインを見逃さないようにするとか、何かあったときに相談できる関係を築いておくとか、それぞれ学校で判断していくことだと思います。

ただ、今回の件がございましたので、今までよりも更に意識を高めて、子どもたちの様子を見ていく、声をかけていく、教育委員会にも報告をしてもらう、という積極的な姿勢が必要になってくるでしょう。この調査結果が適正かどうかについては、すぐに答えは出ないと思いますが、我々も含めて、教員の意識を高めるとともに、そういう学校にしていくことが大事だと思っています。

○小田原委員長 特段の対応をしていない件数がゼロ、というのが、私には、かえって不気味に思えるのです。このゼロには、実は深い意味があるのではないのでしょうか。

いじめの線引きは難しいといいますが、もう少しはっきり言って欲しいのです。

セクハラ、パワハラも、された被害者の側が、不快感を抱けばパワハラ、セクハラになってしまうわけです。いじめの場合にも同じことが言えるわけで、どこでもいつでも起こる、というのは、そういうことなのではないのでしょうか。

中には、いじめた側が、次はいじめられる側になるなどの複合ケースも出てくると思います。保護者に連絡をしている、教職員が状況を含め対応中、それ以外にもいろいろなことがあると思いますので、これはもう事例を集めるしかないのでしょうか。

○山下指導課統括指導主事 いじめの定義ですが、元々は昭和60年の文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で、「自分よりも弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」となっていました。

しかし、さまざまな事件が起ったため、平成18年に定義が変わり、「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」ということになりました。一方的とか、自分より弱いものに対してという項目がなくなったのです。つまり、児童・生徒本人が、一定の人間関係があるものから、何かされて苦痛だと感じれば、いじめということになります。

また、いじめについては、まず学校でいじめの事実を把握して対応することになっていますが、加害者とされる側の言い分もあるでしょうし、事実確認のための、保護者や関係者の聞き取り調査も行わなければなりません。

この定義でいくとかなり件数が多くなりますが、それらをまず把握した上で、それぞれ細かい対応が必要になってくると考えております。

○小田原委員長　　ということですが、よろしいですか。

○金山委員　　いじめを防止するためには、今おっしゃったように、学校の中で保護するという対応も必要ですが、大事なのは、いじめの事実を早く発見して、それをオープンにすることだと思います。

そのためには、生徒と先生、生徒同士、先生同士、先生と保護者の関係が良く、ものが言いやすい雰囲気であることが必要ですし、同様に、学校と教育委員会の間も、ものが言いやすい、ヘルプサインを出しやすい関係になることが必要だと思っています。

そして、そういうことを推進するためにも、八王子市教育委員会として、いじめに対してどういう対応をしているかを、市民の皆さんにわかっていただくこともすごく大事だと思います。市のホームページの学校教育情報に、「教育委員会から学校への通知」という欄がありますが、そこに、「こういういじめの調査をしています」という通知が載っていれば、「八王子市の教育委員会はしっかりやっている」ということがわかりますよね。そこに、できれば、教育長名で「八王子市は絶対にいじめを許さないし、こういう対策をとっています」「市民の皆さんも意見をおっしゃってください」というようなことも載せていただくと、それを見た児童や生徒の保護者はほっとするでしょうし、もし悩んでいる方がいれば、それを見てどこかに相談できると思うのです。

他の自治体でも、まだ数える程しか行っていませんが、これは本当に有効な手段だと思いますので、そういう形でぜひお願いできればと思います。

○小田原委員長　　これはいじめだけでなく、いろいろなことが複合的に関係していると思うのです。例えば、今、中学校はどうなのでしょう。この夏休み中に、中学校の卒業生同士でトラブルがあったという話も聞いています。そういう話を聞くと、卒業生同士のいざこざといっても、それは中学校時代から引きずっているもので、中学時代にも暴力行為や不良行為といったものがあって、その根本的な部分に、いじめとか、それ以上のものがあるような感じがするのです。だから、普段からアンテナを高くして、網をきちんと張って、しっかり対応していくことが必要だと思うのです。

金山委員の意見は、それを、教育委員会全体としてしっかりやっていることを見せる、今、こういう調査があつて、それにはこういうふうに取り組んでいます、ということもオープンにすれば、市民全体が関心を持つだろう、そういうことですよ。

○金山委員　　保護者がメールアドレスを登録すると、そこに教育委員会からのお知らせや、メルマガが届く、そういうことも、将来的には考えていただけるといいのではないでし

ようか。多くの方が登録すると思いますので、直接、保護者にも働きかけることができると思います。

○小田原委員長 どうでしょう、考えてみていただけますか。

それから、先ほど文部科学省の話が出ましたが、いじめなどについて、文部科学省を初め、多くの関係機関が働きかけを行っているのに、これが繰り返されるというのは、どういうことなのでしょう。深く重い問題だと思います。いつでも、どこでも起こるといふことは、いつも起こっているということで、これに取り組むことは大変だと思いますが、ぜひ、やって欲しいと思います。

ということで、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小田原委員長 それでは、指導課からの報告2件は、以上ということです。

○小田原委員長 次に、生涯学習総務課から報告願います。

○宮木生涯学習総務課長 平成23年度執行分定期監査におきまして、生涯学習総務課で、講評時留意事項として、今後の対応を求められました事案が1件ございますので、報告いたします。詳細は、担当の吉本主査から報告いたします。

○吉本生涯学習総務課主査 それでは、平成23年度の予算及び事務の執行等について、「地方自治法」第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき行われた監査の結果を報告させていただきます。

対象所管は、お配りした資料記載のとおり、教育委員会として生涯学習スポーツ部が該当しております。教育委員会事務局以外では、市民活動推進部以下の所管となっております。

監査は、平成23年12月13日から平成24年8月20日までの間で行われました。監査の観点ですが、予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかについて、調査が行われました。

監査の方法は、書類審査、質問調査及び実地調査等、通常実施すべき監査手続により実施されたところでございます。

結果については、8月21日に監査の講評がございました。指摘事項は特にございませんでしたが、生涯学習総務課における指定管理施設を供用場所とする備品の管理について、留意事項が1件ございました。

内容は、市と指定管理者である(株)長和町振興公社との間に締結した「姫木平自然

の家の管理に関する基本協定書」では、取得備品については直ちに書面により市へ報告し、台帳を整備して適正に管理することとなっているが、平成19年度及び平成20年度に取得した備品が財務会計システムに、これが記録されていなかった。これは当該備品取得時に市へ書面による報告が行われなかったこと、指定管理者更新時における貸与備品についての整理が不十分であったこと及び、モニタリング実施の調査事項に備品の管理状況がなかったことにより、財務会計システムへの記録漏れが発見できなかったことが原因と考えられる。については、実態と指定管理者の備品台帳及び財務会計システムとの整合を図るべく、必要な措置を講じるとともに、規則等にのっとり備品の適正な管理を徹底されたい、ということです。

今後の対応として、財務会計システム台帳に記載がなかった備品については、直ちに記載するとともに、備品取得時の報告書式を整え、指定管理者に対して備品所得時の書類提出を促すことといたします。

また、モニタリング実施の調査事項に備品管理状況を記載するとともに、指定管理者更新時における貸与備品について整理し、適正な管理に努めることとして、監査委員に通知いたします。

報告は以上です。

○小田原委員長 生涯学習総務課からの報告は以上ですが、御質疑、御意見はございませんか。

○川上委員 指定管理者の契約期間というのは、何年度から何年度なのですか。

○宮木生涯学習総務課長 平成22年度から24年度までの3年間でございます。

○川上委員 ということは、今の指定管理者がやったわけではないということですか。

○宮木生涯学習総務課長 同じ業者です。平成19年から22年度までは1期目で、現在は2期目でございます。

○川上委員 ということは、指定管理者になったばかりの頃だったということですね。

○小田原委員長 貸与備品と取得備品というのは、具体的にどのようなものですか。

○宮木生涯学習総務課長 指定管理として契約した時点で、既に市がその施設で持っていた備品が貸与備品でございます。

○小田原委員長 整理が不十分だったということですが、何がどう不十分だったのですか。

それに、取得した備品を財務会計システムに記録しなかったというけれど、何を買って、それをどうして記載しなかったのですか。



しかも、平成22年度に再契約しているわけではないですか。その辺がよくわからないのです。

○宮木生涯学習総務課長 指定管理料の中で、指定管理者が購入したものが、新たに取得した備品になります。今回指定されたのは、平成19年度に購入したパソコン1台とコピー機1台、平成20年度に購入したパソコン1台でございます。

○小田原委員長 貸与されていたものの整理が不十分だった、というのは何なのですか。

○宮木生涯学習総務課長 それ以外に貸与されたものが44点あるのですが、それについての記載漏れ等はありません。

○小田原委員長 定期監査を外部の監査事務局から行われなければ、こういうことはわからなかったわけですね。我々教育委員会でチェックする機能はないのでしょうか。

それから、パソコンと印刷機を買ったということですが、その事実を我々は知らなかったわけです。買ったということも記載されていませんよね。

○宮木生涯学習総務課長 口頭では連絡があったようなのですが、基本協定では、きちんと書面でもらわないといけなかったのです。

○小田原委員長 指定管理者は、口頭で報告して、「いいですよ」と言われたわけですから、やはり、こちらの責任ということになるのですよね。

○宮木生涯学習総務課長 両者とも、基本協定等をよく理解しなかったことが原因だと思っております。

○小田原委員長 指定管理者を決めるにあたって、両者がそういうことを知らなかったわけですか。そこがわからないのです。指摘されるまで、「買います」「いいですよ」で済ませてきたわけでしょう。そんなことをやっているのですか。

○宮木生涯学習総務課長 平成18年から指定管理者が入っているのですが、そこが地元の財団のような形だったので、その辺をしっかりとチェックできなかったということはありません。

それから、市も、しっかりとモニタリングをしていませんでした。これは、今回の指摘の中にも入っております。指定管理者だからといって、任せきりにすることではなく、市の要求水準などをしっかりと管理をしなければいけなかったと、その甘さを指摘されております。

指導管理する総務課の指示や指導にも問題がありますし、指定管理者制も10年近くたちますので、指定管理者のあり方や、市のチェックやモニタリングの体制を、今後は

どうするのが課題だと思います。特に「姫木平自然の家」は遠いので、こちらでも、年に1、2回しか行けないものですから、なかなか細かいチェックができなかったという管理上の問題もあると思っております。

今後は、その辺についてモニタリングをしっかりと、業者もこれで6年目になりますので、しっかりと指導して対応をとっていきたいと思っております。

○小田原委員長 私には、指定管理者である公社自体がどうかというよりも、施設の支配人クラスの人が、個人的に備品の購入を請け負ったからこういうことが起きた、という印象を受けるのです。そこにこそ問題があるのではないのでしょうか。

公社側にも、もちろん責任はありますが、こちらの窓口の責任でもあるので、もっと意識・認識を改めるようお願いしたいと思っております。

監査結果については、反省すべきところがあったということになりますので、今後はよろしくお願いしたいと思っております。

○小田原委員長 それでは、続いて、図書館からの報告をお願いいたします。

○田中生涯学習スポーツ部主幹 それでは、東京八王子西ロータリークラブとの共催による、「第8回読書感想画コンクール」について報告いたします。

読書感想画コンクールの応募期間は、平成24年8月20日から9月10日まで、となっており、今年度は東京八王子西ロータリークラブと共催で行うことになりましたので、追加になった点を御報告いたします。

今回から、共催事業とすることで、東京八王子西ロータリークラブ会長賞が授与されることになりました。また、応募したお子さんには参加賞などが提供されます。更に、中学校の部の優秀賞受賞者の中から、八王子市の海外友好交流都市である、台湾高雄市への派遣も予定されております。派遣時期は3月中の春休み期間を予定しているとのことです。

東京八王子西ロータリークラブは、これまでも青少年の健全育成に貢献されており、「八王子21大学留学生日本語弁論大会」や「電子プログラミング教室」などを実施して、クラブ創設以来、長きにわたって青少年の健全育成に多大な貢献をしている団体でございます。

今年度の東京八王子西ロータリークラブでは、重点事業として、青少年育成に沿う事業を展開するというので、読書感想画コンクールへの共催をお申し出いただきました。

なお、この取り組みは2、3年続く継続事業とする予定だそうですので、こちらとし

ても、ぜひ単年度で終わることのないよう、事業の継続をお願いしていくつもりでおります。

作品の選考方法ですが、まず、図書館職員が第一次審査を行い、作品の数を、各部門50点ぐらいに絞ります。次の第二次審査では、小・中学校の教科担当教諭に、専門的な見地から審査をしていただき、ここで各部門15点ぐらいに絞ります。そして、最後の第三次審査で、それぞれの部門で「最優秀賞」1点、「優秀賞」3点、「入選」5点以内が決定いたします。今年度は、これに「東京八王子西ロータリークラブ会長賞」が加わり、更に各部門10点以内で受賞者が出ることとなります。

表彰式は、平成24年11月3日に中央図書館で行う予定です。

加えて、今年度、東京八王子西ロータリークラブでは、八王子市図書館と共催で小中学生の「読書感想文コンクール」の実施も予定をしております。作品の応募期間は、秋の読書週間に合わせて本を読んでいた後の、平成24年11月15日から30日で、審査後に入賞者を決定し、来年1月末に表彰式をとり行う予定となっております。また、こちらも、中学生の優秀賞受賞者の中から5名を、読書感想画コンクール受賞者1名とともに、台湾高雄市へ派遣、高雄市の子どもたちとの交流を行う予定となっております。

報告は以上です。

○小田原委員長 図書館からの報告は以上ですが、何か御質疑はございませんか。

共催事業になったのは、今回が初めてですか。

○田中生涯学習スポーツ部主幹 初めてでございます。

○小田原委員長 読書感想文のコンクールは、今年で何回になるのですか。

○田中生涯学習スポーツ部主幹 東京八王子西ロータリークラブが行う読書感想文コンクールは、今年が初めてです。

○小田原委員長 図書館や教育委員会主催のものだけでなく、民間団体が後援や共催してくれる形が広がると、もっとやりやすくなるだろうと思います。

中学生1名を海外へ派遣するそうですが、これはどこと一緒に行くのですか。

○田中生涯学習スポーツ部主幹 読書感想画1名、読書感想文5名、合計6名を、東京八王子西ロータリークラブで派遣するということとなります。

○小田原委員長 その比率は、どうなっているのですか。応募数の問題でしょうか。読書感想画の方が応募者も多いのではないですか。

○坂倉教育長 感想文のコンクールは、東京八王子西ロータリーが独自でやっている事業ということもあるのですが、今、感想画コンクールの方の派遣者を多くしてしまうと、開催期間が終了した後は、それがなくなってしまうことになりますので、とりあえず今回は1名ということになりました。

○小田原委員長 海外友好交流都市から参加する方も、ロータリークラブに関係しているのですか。

○坂倉教育長 今のところそれはありません。

でも、海外の子どもと日本の子どもでは、作品の色使いなどに違いを感じますね。

それより、小学校低学年の作品では、時々大人の手が入っているものがあったりしますので、そのあたりをきちんと見て審査するのが難しいところです。

○小田原委員長 各地でこういうクラブや民間団体の活動が活発になっていますので、そういうものを大いにやっていただいて、八王子市もそれに乗っていく形にしたいですね。

○坂倉教育長 仮に永続性が担保されなくても、機会を多く作ることが大事だと考えていますので、これからも、なるべく単年ではなく、2年、3年と続く事業を広げていきたいと思っております。

○小田原委員長 結局、教育委員会だけではなく、社会全体で子どもたちを育てていく、ということだと思しますので、これからも、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、図書館の報告は以上ということで、よろしいですか。

○小田原委員長 他に報告する事項等はございますか。

○野村学校教育部長 学事課から1件、生涯学習スポーツ部から3件、報告がございます。

○小田原委員長 それでは、まず、生涯学習部から続けて3件お願いします。

○高橋国体推進室主幹 自転車ロードレースのリハーサル大会について、報告いたします。

国体のリハーサル大会は、7月にゴルフ、8月に体操、軟式野球が行われておりますが、自転車ロードレースは、昭和39年の東京オリンピック以来、約50年ぶりに開催するということと、公道を交通規制して行う特別な競技ということもあり、今回この定例会で個別競技として報告させていただきます。

今回行われるロードレースは、第47回都道府県対抗自転車競技大会ですが、これをリハーサル大会といたします。

日時は9月9日日曜日、国体の本大会では「成年男子」と「少年男子」という種別で行われますが、このリハーサル大会では、「男子」と「女子」という種別になります。

現在、男子101名、女子30名の出場が予定されています。男子は午前8時30分に八王子市役所をスタート、5分後の8時35分に女子がスタートいたします。

次にコースですが、男子は、八王子市役所をスタートした後、日吉町の交差点を右折、陣馬街道を西に向かい、四谷の交差点を直進して、恩方市民センター入口交差点を左折、グリーンタウン高尾を経由して、八王子霊園の交差点を左折、ホームスタウンを通過して、高尾街道に出ます。高尾街道を左折後、四谷町、榑原町、戸吹町の交差点を通過して、あきる野市に入り、奥多摩周遊道路を上り詰め、これを一挙に下がって、奥多摩湖畔の、奥多摩町の「水と緑のふれあい館」でゴールとなります。なお、女子は、スタート後、日吉町から四谷町の交差点を右折して、あきる野市に向かいます。総距離は、男子が77.1キロ、女子が68.2キロとなります。

また、スタート地点の八王子市役所は、標高が125メートル、最高地点の風張峠の標高は1,140メートルありますので、高低差1,000メートル以上という、かなりハードなコースとなっています。

自転車ロードレースは、平地でも時速40キロぐらいは出ますし、下りでは60キロから70キロぐらいのスピードが出ます。そのため、選手の前には、警察車両、競技役員車両、自衛隊車両など、先行に10台、後方に14台ほどの車が付き、相当長い車列となります。ですから、レース当日、八王子市内のコースは、全面交通止めになり、交通規制が敷かれます。

交通規制の開始は、レース開始30分前の8時、山田宮の前線と、ホームスタウンの道路については、8時30分を予定しております。選手の予想通過時刻から見ますと、遅くとも9時少し過ぎには、八王子市内の規制は解除される予定です。

今回のレースを実施するに当たり、八王子市内のコースには、コース内や沿道の安全を確保するため、500名近い方に沿道に立っていただくことになっています。半数は地元の町会や自治会、総合型地域スポーツクラブの方、半数はガードマンとなります。また、大きな交差点付近にも、約130名のガードマンを配置いたします。その他に、警察官150名、交通安全協会70名、市役所職員約100名、総勢1,000名以上が運営に携わる、大規模なレースとなっております。

コースには下り坂や急カーブ等、危険性の高い箇所がありますので、選手が転倒した際には、クッション材やネットを用い、なるべく選手にダメージを与えないような配慮をして、安全性を高めております。

報告は以上です。

○小田原委員長 国体のリハーサル大会ですが、何か御質疑はございませんか。

○金山委員 とても楽しみにしているので、できれば応援に伺いたと思います。

来年の国体の本大会に向けて、小学生や中学生に、何かボランティアをお願いするとうような話もありましたが、これは、もう具体化しているのでしょうか。

○高橋国体推進室主幹 現在、応援の「のぼり旗」の作成を小学生にお願いしています。

旗の一部が空白になっているので、そこに絵を描いてもらったり、応援の文字を書いてもらっています。今回の自転車ロードレースは、市役所の軽自動車の駐車スペースが選手村になって、そこに都道府県別にテントが張られますので、そこに「のぼり旗」を張って歓迎ムードを高めたいと考えています。

むろん、本大会では、これより盛大にやりたいと思っています。

○金山委員 中学生に大会のボランティアをお願いするとか、小学校で校外学習の代わりに観戦に行くとか、そういうことはないのですか。

ロンドンオリンピックがあったので、多くの人が、実際に観戦することも大事だと感じているのではないのでしょうか。

ボランティアなどをお願いするなら、学校にもそろそろ伝えておかないと、来年度の行事日程に入らないのではないかと、という気がするのですが。

○高橋国体推進室主幹 8月25日の軟式野球大会では、グラウンド整備を中学生にお願いしました。そういう地域を巻き込んだ形で、地元の住民の方にも参加していただく機会を設けたいとは思っています。

○金山委員 せっかくのチャンスなので、皆さんに観に行っていただきたいと思います。

○高橋国体推進室主幹 今回の自転車ロードレースでは、富士森高校の1年生250名に、三村橋から水無瀬橋までの通り沿いの応援をお願いしています。

また、帰りに清掃活動をしていただく企画もあります。

○小田原委員長 金山委員は、小・中学生に、と言っているのです。小・中学生が自転車のロードレースに触れる機会はめったにないですからね。

でも、観戦するのは非常に難しいのではないですか。マラソンと違って、自転車はあつという間に目の前を通過してしまうわけですね。

○高橋国体推進室主幹 平地で40キロ、坂道だと70キロは出ますので、委員長が言われたように、あつという間に通過すると思います。

- 小田原委員長 先頭から最後まで、5分もかからないで目の前を歩いていくと思います。
- ただ、自転車競技の迫力は味わえるし、今、ロードサイクリングが流行っていますから、将来自分も自転車の選手になろうという気持ちが出てくればいいのです。
- 八王子市から、国体だけでなく、オリンピックの選手も出るようになればいいですね。
- でも、残念ながら、日曜日の校外学習の5分間のために、学校は動かないと思います。
- しかし、コースの近くの子どもたちだけでもいいから、興味を持って観戦してもらえ  
るような働きかけだけは、ぜひ早目にやって欲しいと思います。
- 富貴澤国体推進室長 実際に沿道の近くの学校には働きかけたのですが、休日の日曜日の  
開催で学校もお休みですから、学校行事としての位置付けが難しかったということです。
- ただ、近隣に住んでいる子どもたちの応援は期待できると思います。
- 私もオリンピックの応援で、沿道に座って旗を振ったことがあります。そういう形  
で、一般の方に応援していただければいいと思っています。
- 応援については、来年の本大会に向けて、改めて調整してまいります。
- 小田原委員長 オリンピックの応援をしたのは、小学校何年生の時ですか。
- 富貴澤国体推進室長 小学校4年生でした。
- 小田原委員長 そのときの感動は大きかったと思いますよ。
- 今回のコースになる高尾街道や陣馬街道沿いには、小・中学校が多くあるはずですが、  
日曜日だから、先生方は嫌がって出て来ないのでしょう。例え自分が来られなくても、  
何か働きかけをしていただければいいと思うのですが、それもしていませんよね。児童や  
生徒に「ぜひ見てください」となぜ一言、言わないのでしょうか。
- 富貴澤国体推進室長 来年に向けて、調整をしてまいります。
- 小田原委員長 ある地区のロータリークラブが、何かの記念講演会に力士を呼ぶことにな  
って、教育委員会に働きかけを求めたら、教育委員会はいいと言ったが、学校の先生た  
ちが動かない、それで今度は教育長にお願いしたら、余計出て来ないというのです。
- 学校の体質自体がそうになってしまっているということでしょうが、八王子市ではそう  
いうことのないように、国体推進室が中心になって呼びかけてください。
- 本当は校長会が中心になって動いてくれるといいのですが。
- ということで、よろしいでしょうか。
- 小田原委員長 続けて、図書館からお願いします。
- 遠藤生涯学習スポーツ部主幹 それでは、「八王子読書の日」記念講演について報告いた

します。

本に親しみ、本と出会って、読書の魅力を改めて見出していきたいということをテーマに、今年は志茂田景樹さんに講演を依頼いたしました。

直木賞の受賞作家である志茂田景樹さんは、「よい子に読み聞かせ隊」を結成、全国の保育所や小学校などを回って、絵本を読み聞かせる活動を続けていて、隊の活動は既に1,500回を越えています。

こうした活動は、読書のまち八王子推進計画にある、「いつでも、どこでも、誰でも、読書に親しむ」に合致すると考え、「読書の魅力を再発見」と題して、成人を対象に講演をお願いするものです。

講演は、読書週間の11月3日土曜日の午後2時から4時に実施いたします。会場は、中央図書館の地下展示室で、定員は140名、料金は無料です。

11月1日号の広報で、参加者を募集、往復はがきで申し込みいただき、申込者が多い場合は抽選とさせていただきます。

なお、教育委員の皆様には、別途お知らせしますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上です。

- 小田原委員長 抽選をしなければいけないくらい、人が集まるのですか。
- 遠藤生涯学習スポーツ部主幹 まだわからないのですが、前々回は229名の応募がありましたので、恐らく抽選になると思います。
- 小田原委員長 229名だったら、全員入れてあげればいいのではないですか。
- 遠藤生涯学習スポーツ部主幹 消防法の関係で、150名以上は入れないことになっておりますので、それは遵守したいと思います。
- 金山委員 せっかく志茂田先生に来ていただくのですし、多くの応募があると予想しているなら、もう少し大きい会場を手配できないのですか。
- 遠藤生涯学習スポーツ部主幹 講演当日は「図書館まつり」を一緒に行い、中央図書館の3階で、読み聞かせや、図書館ボランティアの活動をアピールしたいと思っています。  
講演終了後に、来場者をそちらに誘導したいと考えまして、中央図書館で行うことといたしました。
- 小田原委員長 図書館を使う、というのがポイントなのでしょうが、応募者は多くなると思います。それが予想できるのですから、金山委員がおっしゃるように、もっと広い場所でやった方がいいような気もしますが、図書館には図書館の考えがあつてのことです



から、今回はそういうことでよろしいのではないのでしょうか。

教育委員には別途案内があるそうですので、よろしくお願いいたします。

○小田原委員長　それでは、こども科学館からお願いします。

○牛山生涯学習スポーツ部主幹　10月から始まる「八王子宇宙の学校」の事業について、口頭で報告させていただきます。

これは昨年開始した事業で、今年度が2年目となります。内容は、小学校1、2年生とその保護者、二人一組を対象にして、講演会や科学工作教室などのスクーリングと、家庭学習を併せて行います。スクーリングは10月から月1回程度、計4回行います。

目的は、講演会や科学工作教室を通じて、子どもたちが宇宙や科学に関心を持つきっかけにすること、家庭学習を通じて親子のきずなを深めること、子どもたちへの理科離れへの対策とすること、としております。

また、この事業は市民協働事業で、教育委員会、八王子プロバスクラブ、その他団体の実行委員会が主催、運営もボランティアを集めて実施しております。更に、費用も個人・団体からの寄附で賄っております。

今年度は規模を拡大して、教育センターと都立八王子桑志高校、2カ所各60組で実施します。

昨年も教育委員の皆様には、開校式に御参加いただきましたが、今年も案内状を用意しておりますので、後ほどお送りいたします。

報告は以上です。

○小田原委員長　開校式はいつですか。

○牛山生涯学習スポーツ部主幹　10月7日が桑志高校、21日がこども科学館です。

○川上委員　何時から始まるのですか。

○牛山生涯学習スポーツ部主幹　桑志高校が10時、こども科学館が10時15分です。

○小田原委員長　そのほか、何かございませんか。

今年は人数を120組と倍増したわけですね。子どもの理科離れということを考えると、これからもどんどん規模を広げて欲しい取り組みだと思います。

教育長にも頑張ってください、ぜひ予算を付けてもらえるようお願いいたします。

○小田原委員長　生涯学習スポーツ部からは以上ということで、続けて学事課からお願いします。

○海野学事課長　それでは、平成24年学校基本調査の1年以上居所不明者について、その

後の経過を報告いたします。

平成24年度5月1日時点で、小学校では該当児童が7名おり、うち1名は「不現住」ということで市民課に実態調査を依頼済み、残り6名を調査中でした。その後の現地調査と関係機関との連携の中で、2名が「海外居住中」との確認がとれました。現在は、残り4名を、継続調査対象としております。

また、中学校の該当生徒は5名で、うち3名が「不現住」ということで市民課に実態調査を依頼済み、残り2名が調査中でした。その後の現地調査等の中で、この2名は「海外居住中」との確認がとれましたので、現在、中学校については調査対象の生徒はなし、ということになります。

小学校の残り4名については、今後も現地調査を継続して、「不現住」の見込みがある場合は、市民課に実態調査の依頼をしております。

なお、訪問時や郵送時に使用する文書ですが、対象家庭が混合世帯ということで、今後は翻訳文書にする形をとろうと思っております。現在、中国語、英語、韓国語の翻訳版を作成しているところです。

それから、関係機関との連携、という部分ですが、「子ども家庭支援ネットワーク」に参加をして、該当児童・生徒について情報があつた場合には、直ちに学事課あてに連絡を入れてもらう体制を整えました。

報告は以上です。

- 小田原委員長 学事課からの報告は以上ですが、何か御質疑はございませんか。
- 金山委員 調査は大変だったろうと思います。不明者の人数がかなり減ったので、少し安堵しましたが、残り4名の調査は難しいでしょうね。
- 海野学事課長 現地調査では、電気メーターが動いているかいないか、表札が変わっていないか、郵便物が戻ってきていないかを確認して、恐らく住んでいないだろうと判断した場合は、市民課へ依頼するという形をとっております。
- 小田原委員長 「不現住」というのは、どういうことですか。
- 海野学事課長 現在そこに住んでいないということで、「不現住」という言い方を、行政用語として使っております。
- 小田原委員長 行政用語ですか。そうすると、それ以外の子どもは、そこに住んでいるのに、学校に来ていない、ということですか。
- 海野学事課長 今、調査対象になっている子どもたちは、就学歴がない子どもたちです。

- 小田原委員長 学校に来なければいけないのに、来ていないのでしょうか。
- 野村学校教育部長 その住所に、子どもが住んでいるかどうかはわからないのですが、  
家族の一部が住んでいるという可能性はあるのです。
- 坂倉教育長 家族かどうかはわからないのでしょうか。
- 小田原委員長 先ほど、文書を翻訳中、と報告がありましたが、調査を始めたのは5月ですよね。いつから翻訳を始めたのですか。
- 野村学校教育部長 市の文書を外国語に翻訳してくれる職員がいるのですが、他の部署からも多くの依頼がありますので、こちらもすぐにはお願いできない状況でした。
- 小田原委員長 5月に報告があつて、それから何カ月もたっているのに、まだ翻訳中というのはどういうことですか。  
この件はずっと気になっていたのですが、委員の皆さんも言うのをためらっていたわけです。この様子では首を傾げざるを得えません。
- 坂倉教育長 もちろん、お子さんはかわいそうなのですが、親が連絡もしないで海外に連れていったり、住民票も移さず引っ越ししたりしているのが現実なので、それに対してどこまで動くかということだと思います。  
例えば、お金をかけて翻訳を外部に出すかどうかもそうです。子どものことを考えると、優先的にやるべきという意見もわかるのですが、現実的に、子どもが住民票の住所に住んでいるのに学校に来ないという、昔のようなケースはまずありません。それをどこまでやるか、なかなか難しいと思います。
- 小田原委員長 努力が足りないのではないのでしょうか。翻訳にお金がかかると言いますが、近隣の大学に事情を話して頼めば、すぐにやってくれますよ。なぜ、そういうことをしないのですか。要はやる気があるかどうかでしょう。  
学事課として、一人ひとりの子どもに向き合っている姿勢を、もっとしっかり示して欲しいのです。
- 海野学事課長 1点申し添えますが、8月27日に、平成24年度の学校基本調査の結果の速報値が公表されております。まだ、マスコミには取り上げられていませんが、その中で、東京都全体の居所不明者の数が発表されております。
- 小田原委員長 他にはよろしいですか。
- 野村学校教育部長 ございませぬ。
- 小田原委員長 では、追加の報告は以上ということですか。

委員の皆さんから何かございますか。

○川上委員 今日、図書館からの報告があったので、去年の台風の時期に、新聞の投書欄に出ていたこととお話ししたいと思います。実際の記事の切り抜きは忘れて来てしまったのですが、内容はこうでした。

投書したのは23歳の男性の方ですが、台風が接近していた時に車で図書館に来ていて、そこで耳を疑うような館内放送があったというのです。それは、「台風が近づいて来たので、今日は1時間早く閉めますから、早くお帰りください」という内容でした。自分は車なのでまだいいが、自転車や徒歩で来ている人は大変だろうに、「閉館時間を遅くしますので、どうぞ中で風が過ぎるのをお待ちください」と、放送することがなぜできないのかとても疑問だ、ということでした。

東日本大震災の3・11の時も、JRの駅がシャッターを閉めて乗客を締め出しましたね。図書館には「公共の施設」としての役割もあると思います。もし、八王子市だったらどう対応なさるのか、それを伺いたいと思いました。

○穂坂生涯学習スポーツ部参事 それは八王子市の図書館のことではないですよ。

○川上委員 八王子市ではありません。

○穂坂生涯学習スポーツ部参事 台風などが来た場合でも、通常より早く閉めるといったことは考えておりません。むしろそこにいらっしゃる方を保護しなければいけない、安全を確保しなければいけない、と思っております。

○川上委員 早く閉めることはないと思いますが、延長することもないのですか。

○穂坂生涯学習スポーツ部参事 それは場合によってだと思いますが、外に出るのが危険だと判断すれば、緊急的な措置で延長、という形はとれると思います。

○川上委員 よろしくお願します。

○小田原委員長 今度の「ゆめおり教育フォーラム」では、「防災」がポイントになると思います。

八王子市の小・中学校の二学期の初登校日は、9月3日ですか。

○相原指導担当部長 ほとんどの学校が9月3日です。

○小田原委員長 9月3日に避難訓練や防災訓練をやる学校が多いと思いますが、その報告がありませんね。各学校がどう行ったかを、ぜひチェックして欲しいのです。

これまでは防災の日に、「家庭引き取り訓練」のようなことをやっていましたが、今は、そうではない方向で考えなくてはいけない、と言われてきています。大地震や台風

に遭った場合、早く帰らせるべきなのか、そうではなくて、落ちついてから帰す方が適切なのか、そういう判断について考える時だと思うのです。

ただ、職員が、自分たちが早く帰ることばかりを考えると、通常より早く閉める、という話になってしまうでしょう。

八王子市としてどういう方向で考えているのか、防災についてはまた改めて、考えていきたいと思います。

○坂倉教育長 中学校では毎月1回避難訓練をやっていますが、それを認識していない中学生が多いようです。また、一方では、年1回から3回は行う体験型訓練にも、工夫が足りない、という意見が出ています。これはもう少し、各学校で工夫すべきことではないかと思います。

それに、東京都には、「条例で、72時間は学校に止め置くことになったのだから、子どもたちは帰さないし、職員の皆さんも帰れない、訓練はそういう前提でやってください」と言われているのですが、意識レベルは学校によってまだ違っているようなので、その辺を均一にしていくことが大事だと思っています。

○小田原委員長 ある高校では、避難訓練をいつも通りにやっても生徒に危機意識が薄いので、担当者が、訓練の途中で、誘導の教師が生徒を呼んで、わざと点呼に間に合わせないようにするケースで行おうとしたところ、「生徒を“だます”ことになるので良くない」という意見があってできなかつた、という話もあるのです。避難訓練を毎月やっても、その意識が子どもたちにない、これが現実なのです。

ですから、今の子どもたちに対しては、何らかの意識づけをしなければいけないだろうとは思いますが、難しい話を含んでいます、考えていただきたいと思います。

ということで、以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 特にないようでございますので、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室願います。

再開は10時55分からということでお願いいたします。

〔午前10時45分休憩〕